

2008年5月8日

意見書

岐阜県大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子

諮問番号「平成20年（独情）諮問第71号」に関して、独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という。）から貴審査会に提出された「理由説明書」に関し、若干意見を述べます。

情報公開・個人情報保護審査会に意見を述べる度に書くことになってしまうのですが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。この略称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と紛らわしいが、同趣旨の法律であるから、問題はないと考える。）の目的を摘示します。

【第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。】

この目的に照らせば、独立行政法人の保有する全ての情報を国民（日本国籍を有する者に限定する趣旨ではない）に開示するのが原則です。独立行政法人側の裁量で「例外的に」あるいは「恩恵的に」開示してやる、というものではありません。

異議申立書にも述べた通り、水機構は、この法律の趣旨を理解していない（単なる無知なのか、それとも意図的なのかは不明ですが）としか思えません。

1. 「ア. 法第5条1号の妥当性について」について

水機構側は

【一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。】

という文言を振りかざして「個人情報だから不開示だ」と述べているのみです。

しかし情報公開法第5条は、まず

【第5条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。】

とあり、開示するのが原則であることを明記した上で、一定の例外（不開示情報）を示したものです。「第5条に言及されているものは不開示にせよ」との趣旨ではありませんし、「で

きるだけ不開示にする」ことを勧奨するものでもありません。

今回、私に開示された文書は「真っ黒塗り」であり、何も読み取ることが出来ません。どの部分が

【個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。】

にあたるとして不開示とされたのか、見当をつけることすら出来ません。詳細に「この部分は開示されるべきだ」と意見を述べたくても、不可能なのです。

私は、個人の権利利益を害するような個人情報をも開示せよ、と主張するものではありません（個人情報保護の意義は心得ているつもりです）。漁業関係者の個人名等については「ゼブラ黒塗り」不開示はありうる、と思っています。しかし、今般の「開示」では、黒塗り部分が個人情報にあたりそうかどうか、推しはかることすらできません。

「中味の推測も出来ないように『真っ黒塗り』にしておけば、開示請求者は、具体的な意見は述べられない。だから出来るだけ真っ黒塗りにしておけ」と言わんばかりの水機構の法解釈・運用のあり方を正して頂きたく存じます。

繰り返しますが、法第5条1号は、限定的・例外的に個人情報の不開示を認めうるとしたのであって、独立行政法人等が「個人情報」を楯にみだりに不開示を許す趣旨ではありません。水機構の情報公開法の解釈・運用は誤っている、と断じます。

2. 「イ. 法第5条2号の妥当性について」「ウ. 法第5条4号の妥当性について」について

短く言えば「補償については何も開示しない」という言い分のようなようです。

公金を使って事業を行う独立行政法人の「お金の使い方」の妥当性の検証は、重要です。

補償のあり方（交渉過程・説明のあり方・金額の算定の仕方等）は、とにかく不明朗な部分の多いものです（現に水機構徳山ダム建設所では、補償を巡る不祥事で処分者を出しています。さらに07年1月の徳山ダム建設所職員一補償交渉担当者一の過労自殺（労災）も補償業務内容に問題があったために、精神的に追いつめられたからだ、と仄聞します）。

確かに進行中の補償交渉においては、「個人」の利害に直接的影響が生じ得るので、開示・不開示の判断の難しい部分もあるでしょう。しかし、今般私が開示請求をしたのは、20年も前の、それも「事業者側の説明について」です。

外交文書ですら、一定年月を経れば開示・公表します。20年も前の「事業者側の説明」の一部すらも開示しないのが当然、というのであれば、今後も（上述のように処分者や自殺者も出した）不明朗な補償のあり方が改まらないままになるのではないかと懸念されます。

i) <法第5条2号>

法第5条2号イは【公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの】、ロは【独立行政法人等の要請を受けて、公に

しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの】となっています。

「事業者の説明」にあたる部分を開示すると、誰かの「正当な利益を害するおそれがある」のですか？ 現時点で不開示にすることが「合理的であると認められる」のですか？ 不思議です。

(20年も経って) 事業者側の説明部分が開示できないというのは、真つ当な説明ではない説明を行ったか、あるいは誰かの「正当でない利益(不当な利益)」を発生させたからではないですか？ 不開示によって、水機構は「痛くもない腹を探られる」こととなります。

政府の不開示によって政府にとって「不利益」に推認された例を以下に示します。今年4月17日に名古屋高等裁判所民事第3部で言い渡された判決からの引用です。(【 】内の部分。番号は私が付けました。)

..... <引用>

(1) 開示しないこと

① p 15 ~ p 16

【行政機関の保有する情報の公開に関する法律により国民からなされた行政文書開示請求に対しても、(中略)、全て黒塗りの文書を開示するのみで、航空自衛隊の輸送内容を明らかにしない。】

② p 20

【その詳細は政府が国会に対しても国民に対しても開示しないので不明である】

(2) 開示しないことにより、認定されたこと

① p 21

【(前略) 航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を輸送するに際し、バグダッドでの掃討作戦等の武力行使に関与しない者に限定して輸送している形跡はないことが認められる。これらを総合すれば、航空自衛隊の空輸活動は、それが主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われているものであり、それ自体は武力行使に該当しないものであるとしても、(中略)、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、(中略)、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものということができる。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、(中略)、他国による武力行使を一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということができる。】

② p 21 ~ p 22

【よって、現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる。】

..... <引用終わり>

この件で、政府側がもっと情報開示に努めていれば「憲法9条1項に違反する活動を含ん

でいることが認められる」と断罪されずに済んだのかもしれませんが。

水機構が、当時の「事業者側の説明」について一切不開示のまま「正当な補償をした」と言い募っても、説得力はありません。たくさんの疑念が膨らむ一方です。それは結局は「水機構自身の首を絞める」やり方に他なりません。

ii) <法第5条4号>

大部分は<法第5条2号>で述べたことと重なります。

「通常、補償交渉業務は、その内容を公にしないことを被補償者との間で了解した上で進めていくものであり、議事録などにより、その内容が公にされることとなれば、被補償者との信頼関係が損なわれ」云々は、問題のすり替えです。

私が開示請求したのは「事業者側の説明」であって、正当な補償を受けた「被補償者にとの信頼関係を損な」うことは、およそ考えられません。もしかすると、当時、被補償者は真つ当な説明を受けていないのではないか、というこちらの疑念を、水機構側は不開示によって「事実」と認めてしまっているも同然です。

上述のように、補償にまつわる不祥事等で、水機構への信頼は地に落ちています。実際、水機構を提訴する権利者（被補償者）が次々を現れているのが現状です。

水機構が、今後も行うであろう補償交渉業務において、被補償者となる人に信頼されるためにこそ、過去の事業における「事業者側の説明」のあり方の情報開示が必要なのです。

3. 独立行政法人の存立そのもののためにも開示を

独立行政法人通則法第三条には

【第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。】

とあります。

独立行政法人通則法第三条第2項の趣旨が活かされるためにも（＝それは同時に独立行政法人というものの「存在」を保障するものであると考えます）、独立行政法人水資源機構の事業の透明性・公開性を高めることこそが、公益に資すると考えます。

貴審査会の賢明で公正なご判断を期待いたします。

以上

